

五霞町と学校法人純真学園 埼玉純真短期大学

との包括連携に関する協定書

五霞町と学校法人純真学園 埼玉純真短期大学との包括連携に関する協定書

五霞町と学校法人純真学園 埼玉純真短期大学（以下「両当事者」という。）は、相互の連携強化を図ることで五霞町の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両当事者がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により地域の官民連携を推進し、町民サービスの向上並びに町の成長及び発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 両当事者は協議の上、前条の目的を達成するため次の事項について連携し、協力する。

- （1）子供と青少年の教育及び健全な育成に関すること。
- （2）イベントのPR 協力に関すること。
- （3）子育てや福祉の向上に関すること。
- （4）その他本協定の目的に沿う事項

2 両当事者は、定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定するものとする。

（協定の見直し）

第3条 両当事者のいずれから、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができるものとする。

（秘密保持）

第4条 両当事者は、第2条の連携事項により相手方から提出された情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。また、第1条に掲げる以外の目的に利用してはならない。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとし、ただし、期間満了の1か月前までに解除の申し出がない場合には、満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第6条 両当事者のいずれかは、相手方に対して1か月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなくこの協定を解除することができる。

（その他）

第7条 この協定に定めのない協議が必要な事項又は個別の案件については、両当事者別途協議の上、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両当事者それぞれ1通を保有する。

令和6年7月31日

茨城県猿島郡五霞町
大字小福田1162番地1

五霞町

五霞町長 知久清志

埼玉県羽生市下岩瀬430

学校法人純真学園 埼玉純真短期大学

学長 小澤和恵